

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公開番号】特開2010-29624(P2010-29624A)

【公開日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-006

【出願番号】特願2008-227706(P2008-227706)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月1日(2011.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回動可能に設けられた表示部材を備え、

前記表示部材の外周部には、当該表示部材の回動方向に並設され、境界にてコーナー部分が生じるようにして連続する複数の周面が形成されており、

前記複数の周面のうち隣り合う1組の周面はそれぞれ、少なくとも所定の表示位置に配置された場合に遊技機前方から視認可能となる第1表示面及び第2表示面を構成し、

前記第1表示面及び前記第2表示面は、隣り合う周面との境界間の長さ寸法が相互に異なるように形成されており、

さらに、前記表示部材は、前記所定の表示位置に配置された場合の前記第2表示面の少なくともが、前記第1表示面が前記所定の表示位置に配置された場合の前記第1表示面を含む仮想面に重なるように形成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記表示部材の回動中心軸線は、前記周面によって囲まれた領域の範囲内に設定されており、

前記第1表示面における隣り合う周面との境界間の所定の領域と、前記第2表示面における隣り合う周面との境界間の所定の領域とが、これら第1表示面と第2表示面とがそれぞれ前記所定の表示位置に配置された場合に前記仮想面上における同一の領域に重なるように、前記第1表示面及び前記第2表示面が形成されていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記所定の表示位置に配置された前記第1表示面及び前記第2表示面は、パネル部材と対向するとともに、当該パネル部材を通じて遊技機前方から視認可能となるものであり、

前記第1表示面及び前記第2表示面が前記所定の表示位置に配置されている状態では、前記パネル部材の正面側から前記表示部材を見た場合に前記所定の表示位置に配置されていない側の表示面が視認不可となるように、前記第1表示面及び前記第2表示面の位置関係が設定されていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記表示部材は、前記パネル部材の後方に配置されており、

更に、前記表示部材は、前記第1表示面が前記所定の表示位置に配置されている状態における前記パネル部材の正面側から遊技機後方への当該第1表示面の投影範囲内に前記第2表示面が含まれるとともに、前記第2表示面が前記所定の表示位置に配置されている状態における前記パネル部材の正面側から遊技機後方への当該第2表示面の投影範囲内に前記第1表示面が含まれるように形成されていることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記表示部材の回動中心軸線は、前記両表示面の境界から前記回動中心軸線までの距離寸法が、前記第1表示面における前記両表示面の境界に対して反対側の端部及び前記回動中心軸線の距離寸法と、前記第2表示面における前記境界に対して反対側の端部及び前記回動中心軸線の距離寸法との両距離寸法のうち大きいほうの距離寸法よりも、小さくなるように配置されているとともに、前記仮想面を挟んで二分された領域のうち片側の領域に配置されており、

前記仮想面を挟んで二分された各領域のうち前記回動中心軸線が配置された側と反対側の領域内で前記両表示面の境界が移動するよう規定された方向へ前記表示部材が回動することにより、前記所定の表示位置に前記第1表示面が配置された状態から前記所定の表示位置に前記第2表示面が配置された状態への切り替えがなされるとともに、

前記規定された方向と反対に前記表示部材が回動することにより、前記所定の表示位置に前記第2表示面が配置された状態から、前記所定の表示位置に前記第1表示面が配置された状態への切り替えがなされることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1つの請求項に記載の遊技機。